

2025 年 1 月 24 日 全 5 頁

2025 年 DC 制度改正の論点

iDeCo 加入可能年齢引上げ、拠出限度額引上げ、中小企業向け DC 整備

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 本稿では、2025 年に行われる予定の私的年金制度改革において、近年、制度拡充が進められている確定拠出年金制度（以下、DC）に関する主な改正内容について解説する。
- 個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）の加入可能年齢は 65 歳未満から 70 歳未満へ引き上げられる。また、DC の拠出限度額も月額 5.5 万円から 6.2 万円へ、iDeCo についても穴埋め型により拠出限度額の引上げが行われる見通しだ。大幅な制度拡充で、個人がより長く、より多くの掛金を積み増すことができるようになる。
- また、総合型 DC を法令上の制度として規定し、事業主が健全な制度運営を実施できるよう環境整備も進められる。中小企業における企業年金の導入状況は低い水準が続いているが、近年は総合型 DC の中小企業による利用が増加しており、総合型 DC の利用拡大を契機に、DC 普及の流れを作り出していけるかが注目される。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理

2025 年は、昨年 7 月に公表された 5 年に一度の公的年金の財政検証結果を踏まえ、公的年金および私的年金において制度改革が行われる。多くの人々にとって高齢期の所得の中心は公的年金といえるが、少子高齢化の進展に伴い公的年金の中長期的な給付調整が見込まれる中、私的年金も合わせて老後に備えるという考え方は一層重要性を増している。

2024 年 12 月 27 日に厚生労働省 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下、部会）が公表した「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（以下、議論の整理）では、私的年金制度に関する主な課題につき、2023 年 4 月から 2024 年 12 月までに行われた 4 回のヒアリングと 14 回の議論の内容がとりまとめられた。今後は、これを基に、具体的な次期制度改革案がまとめられることになる。本稿では、中でも、近年制度拡充が進められている確定拠出年金制度（以下、DC）に関する主な改正について解説する。

1、iDeCo 加入可能年齢の上限、65 歳未満⇒70 歳未満へ引上げ

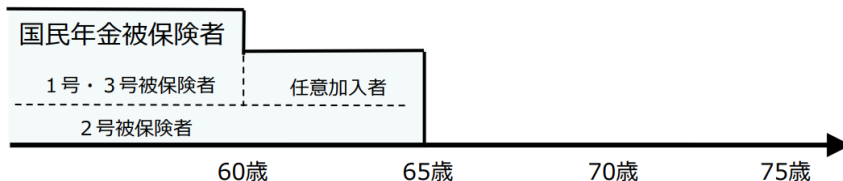
個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）の加入可能年齢の上限が、現行の 65 歳未満から 70 歳未満へ引き上げられる（図表 1）。加入可能年齢の上限は 2022 年 5 月に 60 歳未満から 65 歳未満へと引き上げられたものの、全ての人が対象とはなっていない。これは、iDeCo の加入条件に「国民年金への加入」があるためである。現状は、60 歳以降も厚生年金に加入して働く会社員・公務員は 65 歳になるまで iDeCo に加入できるが、自営業者・フリーランス（国民年金第 1 号被保険者）や専業主婦等（国民年金第 3 号被保険者）については、60 歳以降、国民年金に任意加入している者以外は iDeCo に継続して加入することはできない（国民年金の加入年齢は原則 20 歳以上 60 歳未満）。

この点、「資産所得倍増プラン」（2022 年 11 月閣議決定）において、「働き方改革によって、高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢を 70 歳に引き上げる」と明記されたことを踏まえ、上限を 70 歳未満へ引き上げるために必要な要件についての検討が進められた。

議論の整理では、公的年金の保険料を納めつつ私的年金に加入してきた者が、老後の資産形成を継続できるという考え方の下、「（前略）60 歳から 70 歳までの iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者（具体的には①iDeCo の加入者・運用指図者であった者及び②企業型 DC 等の私的年金の資産を iDeCo に移換する者）であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者に iDeCo の加入・継続拠出を認めることとすべきである」（p. 5）と明記された。これにより、60 歳以前に iDeCo や企業型 DC に加入している場合は、70 歳まで iDeCo へ掛金を拠出し資産形成を継続できるようになる。

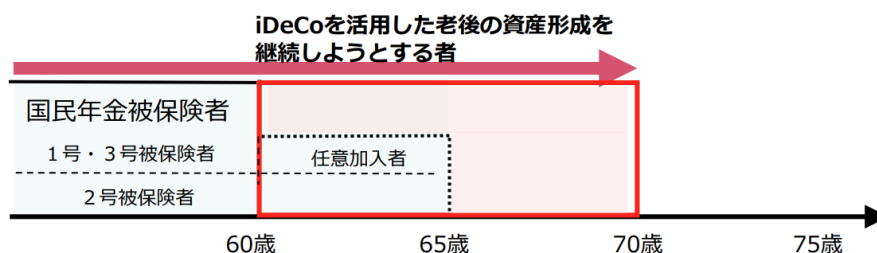
図表 1 iDeCo の加入可能年齢の引上げについてのイメージ

＜現状＞ 国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの受給を行っていない者



＜iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ＞

60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・拠出可能とすることについてどのように考えるか。



（出所）厚生労働省 第 37 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1「iDeCo の加入可能年齢・受給開始可能年齢」（2024 年 11 月 8 日）より抜粋

2、DC 拠出限度額の引上げ

DC 拠出限度額の仕組みも見直される（図表 2）。2024 年 12 月 20 日に与党が公表した「令和 7 年度税制改正大綱」では、「(前略)、iDeCo の拠出限度額について、『穴埋め型』による引上げを行う」(p. 10)、「(前略)、確定拠出年金の拠出限度額について 7,000 円の引上げを行う」(p. 10)と明記され、DC 拠出限度額の引上げが論点として盛り込まれた。

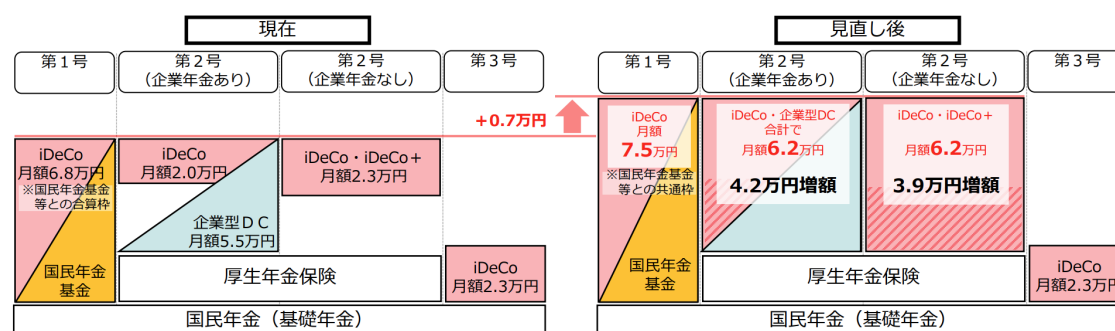
企業型 DC の拠出限度額は約 10 年ぶりに見直される。現行の企業型 DC の拠出限度額である月額（以下、同じ）5.5 万円は、公的年金と私的年金を合わせた給付額が退職前給与の 6 割に相当する水準をカバーすることを勘案し、2014 年に設定された。これが、近年の賃金や物価の上昇等、経済・社会情勢の変化を踏まえ、6.2 万円へ引き上げられる。

iDeCo の拠出限度額は、2024 年 12 月に一部が見直されたが、2025 年の改正ではさらなる見直しが実施される。まず、企業年金がある会社員（公務員を含む）については、現行、企業年金の事業主拠出額と合わせて 5.5 万円で、うち iDeCo の拠出限度額は上限 2.0 万円となっている。しかし、この仕組みでは、事業主拠出額が少ない場合、限度枠をフルに使いきれないケースがある。そこで、iDeCo の拠出限度額は 6.2 万円から企業年金の事業主掛金額を控除した残りの枠と定め、個人が穴埋め型で拠出できるように見直される。これにより、現行の上限（2.0 万円）は撤廃され、個人がより柔軟に掛金を積み増すことができるようになる。

同時に、企業年金のない会社員については現行 2.3 万円から 6.2 万円へ、自営業者等は現行 6.8 万円から 7.5 万円（国民年金基金との合算）へ引き上げられる。特に、老後には自助努力で備える必要性が高いと思われる企業年金のない会社員については、現行 2.3 万円の限度額では低すぎるとの指摘が多く、次期改正でようやく引上げが実行される見通しだ。

加えて、企業型 DC におけるマッチング拠出のルールも見直される。現行、マッチング拠出を導入する企業の企業型 DC 加入者は、企業型 DC の事業主掛金額を超えて拠出することができないという要件があるが、この要件は廃止され、iDeCo 同様、穴埋め型による拠出が可能となる。

図表 2 DC 拠出限度額の引上げについてのイメージ



（出所）厚生労働省 第 39 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 参考資料 1「令和 7 年度税制改正に関する参考資料」（2024 年 12 月 26 日）より抜粋

3、中小企業における DC 活用のための環境整備：「総合型 DC」

中小企業における企業年金の導入状況は低い水準にあり、中小企業に対する企業年金の普及推進は中長期的な課題である。その中で、中小企業向けに DC 活用を推進する取り組みとして、2018 年に「簡易型 DC」、「中小事業主掛金納付制度（iDeCo+：イデコプラス）」が創設された（図表 3）。簡易型 DC は、設立条件をパッケージ化（全員加入・定額掛金等）することで、設立時に必要な書類等の削減による設立手続きが緩和された DC 制度だが、これまでに利用実績がなく、議論の整理では、通常の企業型 DC の一部に吸収される形で廃止する方向性が示された。

一方、iDeCo+は、iDeCo に加入する従業員の掛金に、事業主が上乘せして掛金を拠出できる仕組みである。事務負担の大きさ等から企業年金の導入が難しいと考えていた事業主にとって、比較的少ない負担で実施できる制度であり、制度創設以降、着実に利用実績が伸びている（2024 年 11 月末で、実施事業所数は 8,458 事業所、拠出対象者は 5.4 万人¹⁾）。

図表 3 中小企業における DC の取り組み状況

		実施要件	負担軽減の概要	実績	1事業所あたりの平均加入者数
確定拠出年金	簡易型 確定拠出年金	・加入者となる者が300人以下 ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする	・掛金額は定額 ・提供商品数は2本以上 ・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 ・添付書類等の簡素化	なし	—
	中小事業主 掛金納付制度	・企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主	・従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施	約7,400事業所 （約47,000人） （R6.3末時点）	約6人 （被保険者数ベースでは約13人）
	いわゆる「総合型DC」	・法令上の定義はないが、企業型DCを複数の事業所が共同して実施するもの	—	【推測値※】 約160規約 約27,000事業所 （約890,000人）	【推測値※】 約30人

（注）推測値※は、いわゆる「総合型 DC」の定義が定まっていない中で、2023 年中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」等を基に、1 規約あたりの実施事業所数が 100 事業所以上であるものや「総合型」等の規約名称等があるものを厚労省が調査した。

（出所）厚生労働省 第 38 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1「DC 制度・その他」（2024 年 12 月 2 日）より抜粋

2020 年に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」では、附則の検討規定において、iDeCo+の対象事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加えることとされており、部会で議論が進められてきた。現行、iDeCo+を利用できるのは「企業年金を実施していない従業員 300 人以下の企業」である。この点、従業員 300 人以下の要件を引き上げる案が検討されていたが、これについては、iDeCo+の実施事業所のほとんどが従業員数 100 人未満であるという現状を踏まえ、維持されることとなった。また、企業年金を実施していないという要件については、部会では確定給付企業年金との併用を認めることには賛否両論の意見が出ており、今後はさらに実態を見極めつつ慎重に検討していくこととされた。

今回注目されるのは「総合型 DC」がクローズアップされた点であろう。総合型 DC とは、代表となる事業主（代表事業主）が 1 つの DC 規約を作成し、その規約に複数の事業主が参加する形式だ。企業が単独で規約を作成し制度を運営するのに比べて、コストを低く抑えられるのが特

¹⁾ 出所：国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況」（2024 年 11 月）

徴であり、総合型 DC は従業員規模の小さい零細企業も含め、中小企業で広く利用されている。事業主から提出される報告書をベースに調査した厚生労働省の推測値では、総合型 DC の形式で企業型 DC を実施している事業所数は約 27,000 事業所で、加入者数は約 89 万人とされている（図表 3 参照）。

もともと、総合型 DC には法令上の定義がなく、事業主が果たすべき役割や責務については通常の企業型 DC の規定と同じ取扱いとなる。しかし、実態としては、代表事業主やその役割、意思決定方法の在り方は様々で、運用商品の選定・見直しや加入者への説明・継続投資教育についても、参加する総合型 DC でそれぞれ取り組み状況が異なっているのが現状だ²。この点、総合型 DC は中小企業にとって実施しやすい形式である一方、運用商品の選定・見直しや投資教育の実施等が、事業主の責務として十分に認識されていない可能性も考えられ、ガバナンスの面では課題を有している点が指摘されている。

これを踏まえ、議論の整理では「（前略）業務・資本金等の密接な関係等を有していない 2 以上の事業主が 1 つの企業型 DC を実施している場合、『総合型 DC』として制度上位置づけ、実態を把握するべきである」と明記された。今後は、総合型 DC の実態を踏まえ制度上の位置づけを規定した上で、加入者の利益を確保する観点から、代表事業主と事業主の関係性や加入者に負うべき責務等のルールの整備、また、運用商品の選定やモニタリング、継続投資教育の改善策について検討し、事業主が健全な制度運営を実施できるよう環境整備を進めていく必要があるだろう。

その際、総合型 DC が中小・零細企業における企業年金制度導入の端緒となっている面も踏まえ、事業主に過度な負担とならないよう留意しつつ、制度普及と加入者保護の両立を図ることが望ましい。それには代表事業主の役割が大きいだろう。運営管理機関からの業務状況等における報告を各事業主間と共有し意見交換を行い、その内容を運営管理機関へフィードバックしてさらに対話を深めるなど、代表事業主を中心とした対話の充実、健全な制度運営の基本とも言えるだろう。そうした取り組みを厚生労働省のウェブサイトなどに公開し見える化することも、他の事業主の取り組みを知る機会の提供として、重要ではないだろうか。

まとめ

2025 年の DC 制度改正では、iDeCo の加入可能年齢や拠出限度額が引き上げられるなど、大幅に制度が拡充される見通しだ。より長く、より多くの掛金を積み増すことで厚みのある年金資産を形成できれば、人々の老後不安の軽減につながる期待は高い。また、中小企業に利用が広がる総合型 DC を法令上の制度として規定し、事業主が健全な制度運営を実施できるような環境整備も重要である。中小企業における企業年金の導入状況は低い水準が続いているが、これを契機に、DC 普及の流れを作り出していけるかが注目される。実効性ある DC 改革を期待したい。

² 厚生労働省 第 38 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1 「DC 制度・その他」（2024 年 12 月 2 日）p. 6 参照。